

明治二〇年代における皇室財産運営の特徴及びその変容

——御料鉾山を素材として——

池 田 さなえ

【要約】 明治二二年から二三年にかけて、皇室の経済基盤を強化する目的で膨大な官有地が御料地として編入された。しかし、早くも明治二〇年代後半からその処分が進められる。その理由については従来、皇室経済の合理化であり編入時の論理と齟齬しないという通説的理解が存在してきた。本稿は御料鉾山を対象として、政治史的アプローチを用いて従来全く顧みられなかった御料鉾山の編入から払下げに至る過程を整合的に説明し、右の通説を見直すものである。御料鉾山は、そもそも編入・運営の時点から皇室経済基盤強化に止まらず、国家活動を支えるという役割が期待されていた。払下げにおいても、皇室経済合理化の要請ではなく、皇室と国家の関係についての認識の相違や、それが生み出した政治的対立が重要な誘因となっていた。これは、御料地の編入・運営・処分の論理には必ずしも連続性があつたわけではないことを示し、皇室財産の歴史的意義を再考する一階梯となるものである。

史料 九七巻五号 二〇一四年九月

はじめに

本稿は、明治二〇年代に皇室が御料地^①として所有していた佐渡・生野両鉾山及びその付属施設（「御料鉾山」）を対象として、創業期の皇室財産運営の特徴、及びその変容の一端を明らかにするものである。

御料地は、皇室財産の一形態である。皇室の経済基盤を強化する目的で、官有地の中でも特に優良かつ大面積の物件が

選ばれ、明治二二年から二三年にかけてその大部分が御料地として編入された。しかし、早くも明治二〇年代後半から順次その処分が進められる。このような変化は、皇室経済基盤の縮小ではなく合理化・近代化であり、編入の論理と何ら矛盾するものではなく、むしろそれを徹底的に追求する結果になったと指摘されてきた。^②しかし、これは実証による裏付けを欠く議論であつた。個々の御料地に目を向けると、そのような説明では理解しがたいものもある。その典型例が、御料鉱山の払下げである。

これまで御料鉱山払下げに関する研究は、主に経済史においてなされてきた。小林正彬氏は官業払下げの一事例として御料鉱山払下げを分析し、払下げに至る過程や払下げをめぐる諸議論について克明に叙述した。^③小林氏の研究により払下げの経済的背景は明らかになったが、同時にそれだけでは説明しがい問題があることもわかってきた。その一つは、払下げに際して宮内省が公表した理由書にまつわる矛盾である。宮内省は、払下げ理由の一つとして計画通りに収益が上がるらないことを挙げている。これに対し御料鉱山経営に従事した技術官僚らの払下げに対する意見書では、年度・作業部局ごとにとみると収支が相償わない例もあるが、編入からの七年間、作業部局全体を通してみると決して薄利ではないことを証明している。小林氏はこの矛盾を指摘するに止まり、その真相を追求するまでには至っていない。確かに、宮内省の論理のみを見ると、経営合理化は払下げの大きな動機になっていた。しかし、その根拠となる経営評価の観点が技術官僚らと異なる以上、「経営合理化」を払下げの理由とするのでは不十分である。

大澤寛氏は右のような問題に対し、御料鉱山に必要な興業費額が示された宮内省の理由書と、全体では採算がとれていたとする技術官僚らの意見書とがセットにして出されたことで、払い受け希望者が現れないという事態を回避し相乗効果が発揮されたと指摘している。^④この説明は一面では説得的であるが、技術官僚らの意見書が払下げの経済的要因を否定するものである以上、宮内省の見解に信頼性を失わせるという問題が残る。

これに対し大澤氏は更に、払下げには非経済的背景があつたとしてその解明を試みているが、直近の偶発的事件を払下

げに結び付けようとする飛躍がある。大澤氏は、払下げの原因を生野鉾山及び同鉾山附属大阪製錬所に顕著な多額の興業費負担に加え、佐渡鉾山で明治二七、八年頃から「鉾物の窃盗などの乱れた経営」^⑤が露呈し、そのために会計検査が入り、自殺者や技師の辞職をも招き、御料鉾山の「權威を傷つけてしまったこと」^⑥に求めている。しかし、窃盗は「乱れた経営」が原因で起こるとはいえないし、自殺者や技師の辞職と窃盗事件・「乱れた経営」との因果関係は不明確である。そしてそれらがどのように御料鉾山の「權威を傷つけてしまった」のかに関しても十分な説明がなされていない。

もう一つの問題は、御料局長岩村通俊の動向に関する矛盾である。岩村は御料鉾山払下げの推進主体であったが、払下げの約一年前には御料鉾山の世伝御料化を図っている。世伝御料となればその売買譲渡は容易でなくなるから、払下げとは正反対に、半永久的に鉾山を皇室で保持しようとしていたことを意味する。それゆえ岩村の方針は一定性を欠くように思われ、その真意が読み取り難く、従来の研究でも十分に説明されてこなかった。小林氏は岩村が二四年に御料局長に就任した時点で既に払下げ論者であったことをもって、「本質的に払下げ論者と考えてよいであろう」^⑧と評価するものの、彼が御料鉾山の世伝御料化を計画した理由については明確にしない。大澤氏は御料鉾山世伝御料化計画について、小林氏とは逆に「当局の主立った人々の間においては、仮に経営に満足がいかないものがあると思つたにせよ、いまだ皇室財産の主要な部分として鉾山部門を考えていたということ」^⑨と評価しているが、その根拠は示されておらず推測の域を出ない。

このような矛盾を説明するためには、御料鉾山払下げの非経済的背景を再検討する必要があるだろう。その際見直すべきは、従来の分析手法である。小林氏や大澤氏は、主に払下げの直近に作成された公表史料を用いてきた。しかしこのような史料からは、払下げにつながるより深い背景を理解することや、右に挙げたような諸矛盾を整合的に説明することは難しい。むしろ、こうした史料がカバーできない編入の時点や、御料鉾山運営全体の中からより多角的な視点で検討することが必要となるだろう。具体的には、政治的条件やその変化、更には関係諸アクターの御料地観・皇室財産観の相違と

いった基底的な要因をも見通さねばならない。山崎有恒氏は、官営事業をめぐる工部省・内務省・大蔵省・農商務省の各政策全体を貫く「各省の思想」「官業観」が、官営事業を考える上での根幹と位置づけ検討しているが、御料鉾山に關してもこのような視点の導入が有効になるだろう。

以上のような問題関心に基づき、本稿では①編入から払下げに至るまでの御料鉾山運営に關わったアクターを特定し、その権限・關係性を明確にした上で、②各アクターの御料鉾山觀・皇室財産觀の相違や、そこから生じる運営のあり方の相違を明らかにすることで、③御料鉾山払下げをめぐる背景や諸矛盾を整合的に説明することを目的とする。そしてそのことを通して、④創業期の皇室財産運営の特徴やその変容に關して一つの見通しを示したい。

なお、史料の引用に際しては基本的に新漢字を用い、翻刻史料・原史料には句読点を適宜補い、筆者註には「 」を用いた。書簡の出典については、筆者が年次を推定した場合には年・月に（ ）を付した。

① 御料地には、皇居・離宮・御用邸等の、皇室直接の消費生活に供するもの（第一類御料地）と、皇室の經濟基盤強化を目的として新たに

皇室に編入され、営利事業を行うもの（第二類御料地）の區別があった（帝室林野局編『帝室林野局五十年史』帝室林野局、一九三九年、二二一―二三三頁）。本稿の関心は後者にあるが、以下特に断らない限り「御料地」というとき第二類御料地を指すものとする。

② 黒田久太「天皇家の財産」（三書房、一九六六年）、黒田展之「天

皇制と土地問題」（『法と政治』第四〇巻、第三号、一九八九年）。

③ 小林正彬「佐渡・生野阿鉾山、大阪製煉所の払下げ」『同（補遺）』（『經濟系』第一〇四・一〇五集、一九七五年）、同「日本の工業化と官業払下げ」（東洋經濟新報社、一九七七年）。

④ 大澤寛「佐渡・生野鉾山の一括払い下げについての覚書——「処分理由書」と「三技師の意見書」を中心に——」（『法政大学大学院紀

要』第一五号、一九八五年）。

⑤ 同右、二〇〇頁。

⑥ 同右、二〇五頁。

⑦ 世伝御料は、皇室典範第八章第四十五条、及び同章同条についての皇室典範義解によれば、皇室の世襲財産であり特別な事由のない限り分割譲渡はできないことになっていた。

⑧ 小林「佐渡・生野阿鉾山、大阪製煉所の払下げ」八七頁。

⑨ 前掲大澤論文、一九九頁。

⑩ 山崎有恒「官業払い下げをめぐる工部省の政策展開とその波紋——明治初期の官僚と政商——」（『史學雜誌』第一〇二編、第九号、一九九三年）、同「日本近代化手法をめぐる相克——内務省と工部省」（鈴木淳編『工部省とその時代』山川出版社、二〇〇二年）。

第一章 御料鉾山事業の開始

1 御料地の設定をめぐる議論

明治初期の皇室は、大蔵省の査察を受けた上で毎年支給される歳費により諸活動に必要な費用を賄っており、独自の収入源と呼べるものは存在しなかった。それゆえ明治一〇（一八七七）年前後から、皇室活動の増加や物価騰貴などにより支出が増加すると、政府内では、皇室財政を国家財政から切り離し、独自の強固な経済基盤を確立する必要を説く議論——「皇室財産設定論」①——が盛んになる。

明治一四年政変以降、皇室財産設定論はより切迫した政治的要請に基づくものに変質した。政変により十年後の議會開設が約束されると、議會が皇室財政に干渉することが現実的な問題として浮上した。そのような事態を防ぐために、議會に左右されない皇室独自の財源を確保しておく必要が痛感されるようになっていたのである。

朝野で皇室財産設定論が活発に提起される中、一七年一月一八日に大藏卿松方正義の提出した「帝室財産設備ノ議」②が認められ、国庫から日本銀行株二五〇万円分、正金銀行株一〇〇万円分が無償で皇室財産に移管された。③また、一八年一二月には宮内省内に御料局が設置され、その翌年には同局で官有地の中から御料地に編入する物件を選定するなど編入に向けた準備が始まった。④更に、一八年一二月の太政官制の廃止・内閣制の成立、翌年の歳入歳出納規則の制定により、皇室・国家は制度・財政両面において明確に分離され、皇室経費は毎年国庫から定額支給される「皇室費」、動産たる「御資」、不動産たる御料地の三方から賄われる仕組みが整えられた。

これに対し、皇室・国家一体の日本の「国体」⑤を重視する立場（「王土論」⑥）からは、官有地の一部を特に皇室財産として区別することへの反論が示された。鈴木正幸氏は王土論者について「天皇統治の特殊性にこだわるあまり、近代国制の

原則「公私の分離によって純化された公権が統治すること」を無視して立論した」と評価する一方、皇室財産設定論については「情勢の急迫に規定されてか、天皇統治の正当性の特殊性（ここで鈴木は皇室・国家一体の「国体」を指している）を忘却してプラグマティクに皇室財産設定を説いた」と対照的に捉えている。^⑧

しかし、天皇統治の正当性や特殊性云々の議論はここでは措くとしても、実際の御料地編入・運営に即して見ると必ずしも右のような認識は正しくないことがわかる。御料鉱山の編入・運営においては、一見実務的な皇室財産設定論者の言説の中にも、王土論者とは異なる形で皇室・国家一体観が表れている。次節では、そのことを確認する。

2 御料鉱山の編入

明治初年から一〇年代初頭にかけて、明治政府が旧幕府や諸藩から接收した鉱山・諸工場は、殖産興業政策の重要な柱の一つとして工部省において経営された。一三年制定の「工場払下概則」は当初鉱山への適用は定めていなかったが、一七年鉱山への適用が布告されて以降は官有鉱山が次々と払い下げられた。^⑩しかし、官鉱中最優良成績を収め、貨幣原料を直接・間接に得ることができる佐渡・生野・三池の三鉱山のみは、当時深刻な財政難に見舞われていた政府において必要とされ官業が継続された。^⑪一八年一二月に工部省が廃止されると、三鉱山は一時農商務省の所管となった後、一九年一月からは大蔵省管轄となる。この所管の変化を見ても、いかに三鉱山が正貨獲得の意味で重視されていたかがうかがえる。

このうち三池鉱山は二一年に払い下げられたが、佐渡・生野両鉱山は最後まで官業を維持すべきとする議論が政府部内で共有されていた。二一年四月六日、大蔵大臣の松方は「佐渡生野両鉱山官行継続之件」を閣議に提出した。^⑫松方はその中で、佐渡・生野は金銀山のため直接正貨原料が獲得でき国庫準備金の増殖に役立つことや、民業との競合がほとんどないという理由から官業据え置きを求めた。この意見は、同月二五日に閣議によって採択される。その後、九月には宮内大臣土方久元から松方のもとに両鉱山の皇室財産編入について照会があったことから、両省間で折衝が行われていたと考え

られる。一〇月二五日、松方は両鉦山の皇室財産編入を閣議に申請した。^⑭この申請は認められ、翌年四月一日両鉦山は宮内省に引渡された。

両鉦山が単なる官業ではなく特に皇室財産として残されることになった背景には、松方の正貨原料確保への強い熱意があった。「佐渡生野両鉦山官行継続之件」において松方は「佐渡生野両鉦山ハ官行（皇室財産ノ儀ハ格別）ニ据置キ何様ノ事情アルモ決シテ払下ヲナサ、ル様予メ確定致シ置度〔傍線筆者註〕^⑮」と述べており、官業継続の最も望ましい形として皇室財産化を位置づけていたことがわかる。この当時はまだ売買の容易でない世伝御料と売買の容易な普通御料の区別はなかったが、「何様ノ事情アルモ決シテ払下ヲナサ、ル」ための措置として「格別」と提起していることから、皇室財産になると官業以上に容易に売買ができなくなると考えられていたようである。

ここで注目すべきは、両鉦山の皇室財産編入が国庫準備金増殖という国家的課題の解決策として認識されていることである。御料地は編入にあたって、皇室の経済基盤を強固にするという使命を与えられたが、なぜ特に佐渡・生野両鉦山が編入されねばならなかったかという点を考える際、皇室の利益という観点のみからは十分な説明はできない。松方において皇室財産は、国家的課題を国家以上の安定性をもって担うことのできる存在であるという認識が、何の矛盾もなく論の前提に敷かれていた。松方は、前節でみたように皇室財産設定の直接の契機となった建議の起草者であり、典型的な皇室財産設定論者とみられている。そのような松方が、右のように皇室財政と国家財政を分離した上で、国家的要請のために皇室財産たる御料地を活用しようとしていたことは注目を要する。松方においては財産管理制度上の皇室・国家の分離と、皇室・国家財源の実際の使途における一体は無矛盾的に結合している。

このような認識は、典型的な王土論者である岩倉具視の皇室財産観に近い。岩倉は、皇室・国家一体の「国体」に沿うべく官有地は全て御料地にすべきと考えていたが、皇室と国家の「何が」一体であるのか、どのようにすることが一体性を実現する方策なのかをめぐっては、同じく王土論者である井上毅とは大きく見解を異にしていた。岩倉は皇室の私産た

る皇室財産をもって国家経費を賄う〔「国家の家産化」〕べきだとするのに対し、井上は皇室費を国家で賄う〔「皇室の公化」「国家化」〕べきだとしている。皇室財産設定論は鈴木氏がいうように王土論と対立するものではなく、両者の境界は非常に曖昧なものであった。

さて、御料局で実際に運営が始まると、御料鉾山には更なる意味が付されるようになった。次節ではそのことを見ていくこととする。

3 御料鉾山事業と技術官僚

両鉾山の皇室財産編入に際しては、引き続き大蔵省に委託経営させるべきだという議論があったようである。^⑩これは宮内省が鉾山経営に経験がなく、人員の面でもすぐに事業を実施することが難しかったためと考えられる。この議論は結局実現に至らなかったが、鉾山経営は専門の技術者を要する以上、その確保は宮内省の大きな課題であった。

その課題を克服したのは、第二代御料局長品川弥二郎であった。^⑪明治三二年四月一日、御料鉾山の管理機構として、御料局内に佐渡・生野両支庁が設けられるが、品川は佐渡支庁長に大蔵省鉾山局所管時代に四等技師として佐渡の事業拡張に携わった渡辺渡を、生野支庁長に大蔵省所管時代に生野鉾山局長を務めた朝倉盛明を登用した。渡辺は当時鉾山で日本が模範と仰いでいたドイツで学んだ後、冶金学専門で帝国大学工科大学教授となった人物である。また、二三年には生野支庁の設計担当技師として大島道太郎が任命されるが、彼もまたドイツ留学の経験を有し、冶金学の専門技術者として民間鉾山を中心に活躍していた人物である（渡辺・大島の経歴については第1表）。このように、品川は御料鉾山を任せる技術官僚として、大蔵省鉾山局時代の経験があることや、当時の日本で最先端の学識・技術を持つことを重視したと考えられる。^⑫

佐渡・生野両鉾山の事業方針は、所属官庁により大きく変化してきた。^⑬工部省時代は専ら全国鉾山の模範となることを

第1表 〈品川派〉御料鉱山技術官僚の主な経歴

氏 名	生 年	学歴・留学歴	御料局入局以前の主な官歴	御料局退職後の官・職歴	民間での主な職歴
大島道太郎	万延元. 6. 18 (盛岡)	大学南校（明3. 8～） 東京大学理学部採鉱冶金 学科修了（明10. 4） ドイツフライベルク鉱山 大学（明11. 4～14. 12）		製鉄所技監（明29. 6） 製鉄所工務部長（明31） 東京帝国大学工科大学教 授（明36. 1） 漢冶萍公司最高顧問（大 3. 2）	八森鉱山にオーガスチン収銀 法製錬所建設指導（明16） 小真木鉱山キス式製錬所創設 指導、白根鉱山ビルツ式溶鉱 炉創設（明17）
中沢 岩太	安政5. 3. 29 (福井)	大学南校（明5. 1～） 東京大学理学部化学科卒 （明12. 7） ドイツベルリン大学（明 16. 9. 20～20. 3. 2）	帝国大学工科大学教授（明20. 3. 17） 大蔵省印刷局抄紙製薬業囑託（明20. 11. 14）	京都帝国大学理工科大学 教授（明30. 6. 28） 京都帝国大学名誉教授 （明40. 3. 30）	大阪セメント会社製造力検定 囑託（明24. 7. 8）
渡辺 渡	安政4. 7. 27 (長崎)	大学南校（明4. 3～） 東京大学採鉱冶金学科 （明10. 9～12. 2） ドイツフライベルク鉱山 大学（明15. 10～18. 3）	東京帝国大学工科大学教授（明19. 1. 3～） 農商務省鉱山局技師（明19. 1. 7） 大蔵省鉱山局四等技師・佐渡赴任 （明20. 6）	農商務省鉱山局長（明 30. 11～32. 5） 東京帝国大学工科大学学 長（明35. 12） 東京帝国大学工科大学名 誉教授（大8. 2）	日本鉱業会理事（明19. 1） 日本鉱業会副会長（明32. 2） 日本鉱業会会長（明40. 2）
和田維四郎	安政3. 3. 17 (小浜)	大学南校（明3. 10～） ドイツベルリン大学に留 学・地質調査事業調査 （明17. 2～18. 7）	開成学校助教（明8. 7） 東京大学助教（金石学・地質学）（明 10. 8） 内務省御用掛、内務省地理局地質課 （明11. 5） 農商務省地質調査所長（明15. 2～ 26. 3） 東京大学理学部教授（鉱物学）（明 18. 10～24. 7） 農商務省鉱山局長（明22. 9～26. 3）	製鉄所長官（明30. 10～ 35. 8. 18） 貴族院議員（大6. 12）	日本鉱業会理事（明19. 1） 東京地学協会幹事（明25. 12） 日本鉱業会副会長（明28. 2） 鉱山懇話会常務委員（明40. 5）

（注1）大島道太郎『生野鉱山鉱業改良意見書』（日本鉱業史料集刊行委員会編『生野鉱山鉱業改良意見書等』白亜書房、1981年（日本鉱業史料集 第一期 明治篇②）、大島信蔵編『大島高任行実』（1938年）、佐々木亨『和田維四郎』（小浜市立図書館、1980年（若狭人物叢書 8））、同『和田維四郎小伝（上）（中）（下）』（『三井金属修史論叢』第4・5・6号、1970・71年）、宮内庁書陵部所蔵『明治二十八年進退録 二 高等官ノ部』（大臣官房秘書課、20833-2）、『官報』、神田礼治『日本鉱業会の創立より今日まで』（『日本鉱業会誌』第597号、1935年）、日本鉱業史料集刊行委員会編『渡辺渡 独逸国紀行等』（白亜書房、1983年）、京都大学大学文書館所蔵『紀元二千六百年祝典関係書類綴』（MP00207）、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）より作成。

（注2）経歴欄の年月日は、史料により判明するもののみ示した。官職の在任期間について、所属官省（名）の変更による身分の異動、同官省内での昇進・死亡時まで継続して在職していたものには、辞職年月日は併記しないものとする。

目的としていたのに対し、大蔵省時代は第一に両鉱山を「官有財産中ノ一財源」^②とすることが目指された。そのために同省では、大規模な設備改良・拡張を行った。^③これに対し、御料鉱山は何より皇室財産として半永久的に維持することを心掛けなければならないと考えられた。技術官僚らもそのことを十分認識していたが、彼らはそのような意義のみに止まらず、御料鉱山に官業時代と同様の意義も与えていった。

まず、御料鉱山は、改良・拡張を進めるという点において大蔵省時代の方針をそのまま引き継いでいた。品川は、五月一七日佐渡・生野両支庁に対し、「鉱業上の諸事は従前の通り細大総べて支庁に委任し本局より瑣細の干渉は一切せざる旨」^④を示達したので、御料鉱山事業において支庁の裁量はかなり広く認められることとなった。これを受けて両支庁では、各々の裁量のもと改良・拡張が進められた。佐渡では渡辺が採鉱・製錬両面において、当時の最先端の機械設備を民間に先駆けて導入し、近代化を進めた。^⑤生野では、佐渡にもまして改良・拡張政策がとられた。朝倉支庁長は鉱山技術者というよりは鉱業行政の専門官僚として支庁事務を総理したのに対し、その下で働く大島技師は学者・技術者として実際の事業計画を一任されていた。大島は二三年八月、「生野鉱山鉱業改良意見書」を朝倉支庁長に提出し、右に基づき改良・拡張工事を行った。^⑥また、二四年八月に開設された生野支庁附属大阪製錬所において、大島は設計担当技師に任ぜられている。^⑦

一方、民間に対する模範事業としての意義が強調された点では、工部省時代の運営理念も色濃く受け継がれていた。渡辺は三九년에『日本鉱業会誌』に発表した論説の中で「近來何事モ頻リニ官業タラントスルノ傾向アルハ予輩ノ最モ左袒セザル所」^⑧と回顧しているように、基本的には民間鉱業の自由な発展を理想としていたが、後段で「独リ二三ノ鉱山ノミハ宮内省ノ直轄トナリ二十九年迄之レヲ経営シテ模範ヲ国民ニ示シタリ」^⑨とも評価している。

また、技術官僚らは明治二〇年代を通して『日本鉱業会誌』上に多くの論説を投稿している。同誌上では彼らの記事だけでなく、ほぼ毎号にわたって御料局所管鉱山・工場の景況や、そこで実践されている最新技術の紹介がなされた。更に

同誌は一般鉱業家や佐渡鉱山学生が御料局の技術官僚に質問したり、意見の交換や論戦を繰り広げたりする場でもあった。これらのことは、同誌上において御料鉱山が日本の鉱工業における模範的存在たらしめたことを示している。

しかし、工部省時代類似の役割として技術官僚らが御料鉱山に期待したのは、右に止まらなかった。渡辺は二四年より佐渡支庁で、製鍊設備を持たない民間の小鉱山から鉱石を購入し、一手に製鍊を行う買鉱製鍊事業を開始した。^③ 渡辺は、二三年二月一日に品川に対し買鉱製鍊の開始を建議しているが、その中で御料鉱山で買鉱製鍊を行う必要性について次のように述べている。

近來民業鉱山ヨリ当庁ニ対シ、鉱石ノ買上ヲ申出ル者漸ク増加ノ有様ニ候處、右ハ從來資本ニ乏シキ鉱山ニ在テハ製鍊器械ノ全備セザルガ為メ製鍊上富鉱ニアラザルヨリハ所得其失ヲ償ハズ。然レトモ其鉱石ヲ他ニ売却スルハ法ノ許サ、ル処ニシテ、已ムヲ得ズ空シク廃棄ニ属スルノ姿ナリシト雖トモ、今ヤ法規ノ改正ニ依テ鉱石ノ販賣自由ヲ得タルト、小鉱区ヲ有スル鉱業者ニ在テハ製鍊ノ煩ヲ省クハ究メテ便益ナルトノ原因ヨリシテ、趨勢茲ニ至レルモノト存候。就而ハ此際相当ノ方法ヲ設テ以テ広ク其要求ニ応シ候時ハ、民業鉱山ニ便益ヲ与フルハ勿論、当庁ニ於テハ別表比較之通、収益ヲ見ルノミナラズ、製鍊上間接ニ得ル利益モ又不尠、則事業伸暢ノ一端ニ候間、購買手續キ別紙之通相定メ、速ニ実施候様仕度^④

このように、渡辺は御料鉱山で買鉱製鍊を実施することの意義を、御料局の収益になることのみならず、資金力に乏しい民間の鉱業家に製鍊の便益を供与することに見出していた。

渡辺のこの認識は、二〇年近く経った後にも変化していなかった。渡辺は前掲した三九年発表の論説で「予輩ハ鉱業ノ官営ヲ排斥スト雖モ（中略）大規模ノ官設中央精煉所ノ創立ヲ望マズンバアラズ」「之ヲ創設スルニハ先ヅ政府ニ於テ之ヲ経営シ中央精煉所ノ如何ナルモノナル乎ヲ国民ニ示教シ併セテ国家ノ必要ニ応ジ、適當ノ時機ニ於テ之レヲ民業ニ移ス

ノ方法ニ出ヅルヲ最モ良策ナリトス、是レ予輩ガ前ニ鉾業官官ヲ排斥シタルニ拘ハラズ、該事業ノ端緒ハ之レヲ政府ニ於テ當ムノ可ナルヲ謂フ所以ナリ」と官設「中央精煉所」の必要性と其の意義を主張している。その中で、「我國ニ於テモ明治二十三年予輩モ亦佐渡ノ御料鉾山ニ於テ中央精煉所ノ業ヲ開始シテ各地ノ鉾山ヨリ種々ノ鉾石ヲ購入シテ共同精煉ノ術ヲ施シテ鉾業者ノ利便ヲ図リタリキ」と、自身の御料鉾山での経験を評価している。

二四年四月七日に、渡辺・大島が連名で提出した大阪製鍊所設立の上申にも同様の認識が見られる。彼らは大阪製鍊所の意義について、「民業諸鉾山ヨリ大坂ニ輸送シ来ル所ノ含銀鉛ヲモ一種ノ新法ニ依テ製鍊スル時ハ、鉛中ニ残留スル金銀ヲ収ムルノ利益アリ。之レ啻ニ兩支庁ノ得益ノミナラズ民業鉾山ニ与フル利益モ又究メテ多カルベシ」という点を挙げている。

このように、技術官僚らは御料鉾山に、「中央精煉所」として未熟な段階の民間鉾業の発達を助けるという役割をも期待していた。

日本の金銀山は幕藩制期に既に富鉾帯が掘り尽くされ、新たに鉾脈を求めて探鉾・掘進を続けるか、貧鉾中に含まれる金銀を抽出するかの二つの方法で改良を加えなければ、収益を上げつつ存続することは望めなかった。前者は民間でも明治の比較的早くから着手されていたが、後者は依然として不十分な段階であった。技術官僚らは御料鉾山において、貧鉾や鉾滓の中にごく微量含まれる金銀を分離し、その純度を限りなく一〇〇%に近づけることに心血を注いだ。この製鍊技術が応用されれば、旧来の方法では廃棄されていた貧鉾や鉾滓を有効活用することができ、御料局だけでなく民間の中小鉾山の増収も期待でき、鉾業発達に大きく貢献すると考えられたためである。

更に、「中央精煉所」としての御料鉾山にはもう一つ重要な意義があった。渡辺は、大阪製鍊所の新設を求めて品川にあてた書簡の中で、「銅ハ相場ニテ売行有之候得共、金銀を抽収セズニ売候ハアマリ馬鹿々敷到底生等の心経が許し不申候ニ付、一日モ急ニ電気分析法を実施致の外無之ト存候」と述べている。ここで渡辺は、日本産銅が金銀を抽出せずに売

却されている現状を問題視しているのだが、この問題は単に渡辺の一学者としての「心経が許」さない程度の問題ではなかった。それは、前掲の大阪製錬所新設を求める渡辺・大島の上申書を見るとより明らかになる。

民業諸鉱山ヨリ大坂⁽⁷⁾へ輻湊スル処ノ銅ハ不充分ナル方法ニ依リ分銅スルヲ以テ猶多少ノ金銀ヲ残留スルモ其儘素銅トシテ外国へ輸出スルニ至レリ。之レ空シク貴重ナル金銀ヲ放棄スルノ姿ニシテ甚タ遺憾ノ至リニ付、右素銅ハ当工場へ一時買上、金銀ヲ採収スルノ後、夫々販売ニ付スベシ⁽⁸⁾

右に明らかなように、「中央精煉所」として大阪製錬所で民間諸鉱山から銅鉱を買い取り製錬することには、海外への金銀の流出を防ぐ意図もあったのである。

日本で産出された銅はそのほとんどが輸出向けであり、日本の総輸出額の中でも四〇七%を占める重要輸出品目の一つであった⁽⁹⁾に、その銅中に相当量の金銀が残存していることは国家にとって大きな損害であった。また、銅の品位が悪くことは、日本産銅価格が低廉に抑えられる最大の原因でもあった。

このように、御料鉱山における製錬事業は単に「宮内省の高率な利潤追求の一環でもあった」というだけではなく、それ以上の役割も期待されていた。技術官僚らは大蔵省時代に引き続き御料鉱山の改良・拡張を進めたが、その運営においては、民間鉱業に対する模範・勧奨の論理が強く表れていたのみならず、編入時に松方が求めていたような正貨原料確保の論理も忠実に実践に移されていた。技術官僚らのこのような認識は、かつて工部省・大蔵省において挫折・中断した事業に再び挑戦する場として御料鉱山を位置づけるものであったといえよう。とすれば、これもまた皇室財産で国家の活動を代替・補完するという方向性において、編入時の松方に見られた皇室・国家一体観と相通ずるものがある。

① 『皇室財産設定論』に關しては前掲黒田書 鈴木正幸「皇室財産論考(上)」同(下)「(新しい歴史学のために)二〇〇・二〇一、一九九〇年」、同『皇室制度』(岩波書店、一九九三年、川田敬一「近代日本の国家形成と皇室財産」(原書房、二〇〇一年)などにより整理されている。

② 『松方伯爵政論策集』(大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第一卷、明治文献資料刊行会、一九六二年)五三五―五三六頁。

③ 前掲川田書五〇頁、坂本一登「伊藤博文と明治国家形成——「宮中」の制度化と立憲制の導入——」(吉川弘文館、一九九一年)一三五頁。

④ 『帝室林野局五十年史』第二章第三節、年表一―九頁。

⑤ 井上毅傳記編纂委員會編『井上毅傳 資料篇 第一』(國學院大學図書館、一九六六年)三二一頁。「国体」は「建国の體」「固有ノ政体」などと同義の用語として当時よく用いられた。

⑥ 鈴木正幸氏が「皇室財産論考(上)」で用いた用語である。

⑦ 『井上毅傳 資料篇 第一』三二〇―三三三頁、多田好間編『岩倉公実記 下巻』(原書房、一九六八年)八二―八二五頁。

⑧ 鈴木「皇室財産論考(上)」九頁。

⑨ 同右。

⑩ 工部省における官有鉱山払下げについては前掲小林書第五章、西川誠「佐佐木高行と工部省」(「工部省とその時代」)に拠る。

⑪ 一七年時点では阿仁に残されることが決まっていたが、その後技術的失敗により一八八三年三月に払い下げられる(前掲小林書、一三七―一三九頁)。残った三鉱山の中でも佐渡・生野は、産出される貴金属が貨幣原料の重要な一端を担っていたことから特に重視された(高村直助「官営鉱山と貨幣原料」工部省とその時代)。

⑫ 「佐渡生野両鉱山官行継続之件」(国立公文書館所蔵「公文類聚」2A-11-384)。

⑬ 『帝室林野局五十年史』八五一頁、大嶋信蔵編『大島高任行実』(大嶋信蔵、一九三八年)九三〇頁。

⑭ 『大島高任行実』九三〇―九三二頁。

⑮ 註⑫参照。

⑯ 世伝御料が勘定されるのは二年二月である。世伝御料勘定に關しては、島善高「明治二十三年の世伝御料勘定について」(『早稲田人文自然科学研究』第四四号、一九九三年)に詳しい。

⑰ 鈴木「皇室財産論考(上)」一四頁。

⑱ 同右。

⑲ 麓三郎「佐渡金銀山史話 増補版」(三菱金属鉱業、一九七三年)四五五―四五六頁、『大島高任行実』九三二―九三三頁。

⑳ 官制改革により二二年七月二三日に「御料局長官」から「御料局長」と改称されるが、ここでは便宜的に一貫して改正後の職名を使用した。

㉑ 農商務省所管時代は短く、大きな事業方針があったというよりは、工部省時代の延長と見ることが出来る(前掲小林書)。

㉒ 工部省の官業観については、前掲山崎二論文、前掲西川論文に拠る。

㉓ 吉田市十郎「三池、佐渡、生野三鉱山工部省ヨリ大蔵省へ移管セララルニ當り其経営方針ヲ改革スヘキ意見(明一九、一・九)」(松方家文書)32R、ゆまに書房、一九八七年。

㉔ 前掲高村論文。

㉕ 二九年の御料鉱山払下げに際し、渡辺・中沢岩太・和田維四郎(後述)の三技術官僚が提出した意見書の中では、「御料財産となりては利益を永遠に保持するを主眼とし、敢て一時に多額の産出を需めず専ら鉱業の基礎をして鞏固安全ならしむるの計画を為せり」と述べられ

ている（佐渡金銀山史話 増補版）四九六頁）。

26 『帝室林野局五十年史』七三頁。

27 佐渡の改良・拡張政策に関しては、『佐渡金銀山史話 増補版』四六七～四六九頁、神田礼治「日本鉱業会の創立より今日まで」（『日本鉱業会誌』第五九七号、一九三五年）八一～八三頁に詳しい。

28 大島道太郎「生野鉱山鉱業改良意見書」（『日本鉱業史料集刊行委員会編』『生野鉱山鉱業改良意見書等』白亜書房、一九八一年、三～三七頁）。

29 『帝室林野局五十年史』八六一頁。

30 『官報』明治二十四年七月一七日。

31 渡辺渡「鉱業経営ニ就テ」（『日本鉱業会誌』第二二五号、一九〇六年）一〇三頁。

32 同右。

33 史料では、「製鍊」「製煉」「精煉」等の表記が混在しているが、引用外の本文では一貫して「製鍊」と表記する。

34 「鉱石購買手続」（『官報』明治二十四年一月一〇日）。

35 「鉱石購買之義ニ付伺」（宮内庁書陵部所蔵「御料局例規録 三」明治三年、578313）。

36 前掲渡辺論説、一〇四頁。

37 同右。なお鉱石購買手続に基づいて買鉱製鍊を開始したのは二四年である。

38 「大坂製鍊所新設ノ儀上申」（宮内庁書陵部所蔵「御料局例規録 一」明治二十四年、578411）。

39 明治初期の非鉄金属鉱業の状況については主に『佐渡金銀山史話 増補版』を、民間鉱山での近代的採鉱・製鍊技術の導入については、武田晴人『日本産銅業史』（東京大学出版会、一九八七年）、内藤隆夫「明治期佐渡鉱山の製鍊部門における技術導入」（『北海道大学経済学研究所』第六二巻、第三号、二〇一三年）を参考にした。

40 渡辺渡「佐渡鉱山沈澱製鍊法摘要」（『日本鉱業会誌』第二二七号、一九九五年）三三九頁。金銀の製鍊技術に関しては前掲内藤論文のほか、チャールズ・シンガーほか編・田辺振太郎訳編『技術の歴史7 産業革命 上』（筑摩書房、一九七九年）に拠る。

41 明治（二四）年二月一四日付品川弥二郎宛渡辺書簡（『生野・佐渡鉱山等興業費』、国立国会図書館憲政資料室所蔵「品川弥二郎関係文書（その1）書類の部」R541132）。

42 註38参照。

43 前掲武田書、第二章一。

44 小林「佐渡・生野両鉱山、大阪製鍊所の払下げ」八六頁。

第二章 御料鉱山事業の方針転換

1 品川御料局長の細倉鉱山・王子製造所編入工作と「民業の妨」論

技術官僚らの改良・拡張事業を側面から支えていたのは品川御料局長であった。品川は御料鉱山事業を技術官僚らに一

任し、自らも局長としての権能と自身の政治資源を活用することで改良・拡張事業を支えた。そのことがわかる事例が、明治二三（一八九〇）年の細倉鉦山・王子製造所編入工作である。

品川は二三年二月初頭から王子製造所（以下、王子）・細倉鉦山（以下、細倉）に目をつけ、皇室財産編入を諸方に諮っていた^①。王子は大蔵省印刷局抄紙部製薬課所管の薬品製造工場であり、細倉は全国有数の鉛鉦山で主に民間で開発が進められていた^③。王子については渡辺佐渡支庁長も熱心に編入を求めており、細倉についても「日本無比の大島、渡辺の両鉦山学士、其外〔農商務省〕鉦山局長和田〔維四郎〕等も保証付の山故、立派ナル御料の御財産と存し」^④ていた。品川は、技術官僚らの保証を根拠に編入の必要を説いていた。

佐渡支庁は金の製錬工程に用いる硫酸を主に王子に頼っており、その購入量は王子製硫酸の過半を占めていた^⑤。細倉は主に鉛・亜鉛を産出する鉦山であったが、鉛は自然状態では銀を含んでいることが多く、少量でも高価な銀を抽出すれば十分な収益が見込まれた。王子・細倉編入工作は、御料鉦山における産銀・銀製錬事業の規模をより拡張する目的があったと考えられる。

品川は松方に「王子製薬所之事件も、貯蔵品迄、無代御譲渡シノ「迄甘へ」^⑦協力を求めたが、王子・細倉移管には民業の妨げになるという観点からの反対論があった。その反対の急先鋒は、伊藤博文であった。

伊藤が御料鉦山事業に容喙しえたのは、経済協議員として皇室経済会議出席資格を有していたからである。経済協議員とは、二二年三月一日に「皇室財政に関する諸般の商議に参与せしむ」旨の御沙汰を賜った三条実美・伊藤博文・松方正義の三人であり、二二年八月三日裁可の皇室経済会議規程により「特ニ撰定セラレタル経済協議員」^⑧と称され、「皇室財政ヲ維持スル為メ経済ノ基礎方針規矩利害等緊要ノ事件ヲ商議スル」^⑨皇室経済会議への参加資格を有していた。したがって、皇室経済協議員の反対により、王子・細倉編入が阻止される可能性も十分ありえたのである。

品川がまず松方に協力を依頼したのは、彼が王子の改廃権を持つ蔵相であるとともに、経済協議員でもあったためであ

る。しかし同じく経済協議員である伊藤が強く反対していたことから、他の皇室経済会議構成員である宮内省官僚らが編入慎重論に傾く可能性が生じてきた。そのことは品川が「小田原風ブウ／＼吹カレてハ、やじ〔品川の自称〕ハ頓着不仕候得共、「民業之妨」ト申、よき題名有之候間、宮内省中等、種々の議論起りてハ困り申候」と困惑したことからうかがえる。そこで品川は松方に王子の件で伊藤の説得を要請し、細倉については渡辺・和田維四郎（後述）両技術官僚を使つて、民業の妨げにならないこと、確かな収益が見込めることなどを学問的見地から論じ、伊藤を説き伏せようとした。しかし、伊藤は容易に承諾しなかった。

品川が松方に伊藤の説得を依頼していた一日から一七日の間、細倉鉦山の編入は宮内省議で否決された。品川は「誠ニ遺憾ニ存候得共、此上ハ何も不申出候、王子硫酸之事ハくれ／＼も伊藤へ御相談被下候」と王子編入だけでも実現させようと再び松方に協力を求めた。

その甲斐もあつてか、二月二八日に王子製造所は御料局に編入され、三月には佐渡支庁附属王子硫酸製造所と改められた。所長には、ドイツ留学の後帝大工科大学教授となつた冶金学者であり、大蔵省所管時代は印刷局抄紙製薬課に勤めていた経歴を持つ中沢岩太が抜擢された。渡辺・大島と同じく、学者としての経歴と大蔵省勤務の経験が採用につながつたと考えられる。

以上のように、品川は御料鉦山を佐渡・生野のみに限定する考えはなく、その経営に関連の深い鉦山・工場をも編入し、事業規模の拡大を図っていた。その一方で、既に編入の一年後のこの時期に、宮内省や経済協議員の中には御料鉦山の拡張に慎重な意見が生じ始めていたことも明らかとなつた。そしてそのような立場の人物が自説の根拠として用いたのが「民業の妨」論であつた。鈴木正幸氏は、御料鉦山が民間鉦業の妨げになるという意見を、日清戦争後の「国民の天皇」運動に特有の議論として紹介しているが、このような認識の誤りは明らかである。

「民業の妨」論はしかし、あくまで「よき題名」であり、その背後には改良・拡張方針に必要な興業費に対する疑念が存在していたと考えられる。

第2表の1、2は品川が御料局長として一年間御料局事業を総理した明治三十三年^⑮の御料局の決算書である。御料局事業

2 品川御料局長時代の御料局収支

第2表 明治23年度御料局決算表

1. 歳入の部		
	歳入 (円)	総額に占める割合 (%)
本局収入	46,325.253	6.3
御資部より移入金	342,959.575	46.9
土地収入	12,110.883	1.7
山林収入	236,046.910	32.2
鉾山収入	92,658.784	12.7
土地建物払下げ収入	1,780.901	0.2
過年度収入	9.635	0.0
総 計	731,901.941	

注1：「明治二十三年度 御料部総出納決算書」(宮内序書陵部所蔵「会計予算決算録二」帝室林野局，明治23年，5753-2)より作成。

注2：歳入は、過誤収入分支出額を差し引いた額である。

注3：総額に占める割合は、小数第二位を端数処理している。

2. 歳出の部		
	歳出 (円)	総額に占める割合 (%)
本局費	27,761.208	5.0
土地費	16,105.356	2.9
山林費	201,175.889	36.3
鉾山興業費	173,105.627	31.2
株券購入費	15,400.000	2.8
株券払込費	66,187.000	11.9
御料地増設費	54,999.244	9.9
総 計	554,734.324	

注1：「明治二十三年度 御料部総出納決算書」(宮内序書陵部所蔵「会計予算決算録二」帝室林野局，明治23年，5753-2)より作成。

注2：歳出は、過誤支出分返納額を差し引いた額である。

注3：総額に占める割合は、小数第二位を端数処理している。

の収入は全て御料地経営費に充当することができたから、両表を対照すると品川局長時代の御料局の経営状態を知ることができる。これを見ると、品川局長時代の御料局の収支は全体では一七万四余りの黒字ではあるが、御資部よりの移入金^{②④}が三四万四余と総収入額の半分近くを占めている。つまり、この決算書は、純粋な御料地事業から得られる収入だけでは支出を賄いきれないことを示しているのである。

それに次いで山林収入が多い。鉱山収入は全体の一三%弱に止まるのに対し、支出は全体の三一%強を占めている。鉱山会計は独立会計ではないが、各部門の経営状態を考えるために仮に鉱山収入に鉱山興業費を対応させてみると、約八万円の赤字となってしまう。本局収入に対する本局費、山林収入に対する山林費は黒字であり、土地収入に対する土地費、土地建物払下げ代に対する新設御料地費の赤字は合わせても五万円強である。

以上のように、御料地収入だけでは品川局長時代の御料局経営は赤字であったこと、その大きな原因は鉱山にあったことがわかる。

もちろん、技術官僚らはこのような状態は創業期ゆえの一時的な入用多端によるもので、初期投資を惜しまなければ御料鉱山の将来性は大きいにあるものと主張していたが、その初期投資が完了するまでには長い年月を要するものとされた。渡辺の計画では、佐渡の改良拡張工事は二四年から三〇年までかかり、興業費の償還には更に三年が必要とされた。^{②⑤}生野でも、ほぼ同様の見通しが立てられた。^{②⑥}品川はこのような改良・拡張政策に理解を示し、その推進に協力したが、宮内省・皇室経済会議での風当りは強くなる一方であった。

3 岩村御料局長の就任と縮小路線の台頭

そのような中、品川は明治二四年六月二日、第二次松方内閣の内務大臣に任命される。国務大臣と宮中ポストの兼任はできないため、品川は御料局を離れざるをえなくなったが、御料局長に執着をもつ品川はこれを拒否し、内相拝命と同時に

辞表を出して那須塩原へ逃亡した。²⁶

後任御料局長に土佐出身の岩村通俊が就任した直後の六月九日、佐渡の渡辺は品川に一通の書簡を呈した。その中で渡辺は「其後新聞紙上岩村氏御料局長二任セラレタルノ報道二接シ甚不安意ニ存シ、何レ閣下台何トカ其理由御示被下候「ト日々相待居候」²⁷と、岩村新局長就任に対する不安を洩らした。また「何分新聞紙上種々ノ批評アリテ庁員モ充分安意不致模様²⁸」というように、庁員も同様の様子であったことがわかる。渡辺は庁員らに百方説諭し安心させていたが、品川に対し「閣下ト新局長トノ関係ハ如何ナル有様ニ候や。内々御洩シ被下度奉願候。其御返報次第ニテハ生等も大ニ覚期スル処ニ候」²⁹と懇願した。

実際六月七日の『新潟新聞』では「岩村氏果して品川子の志を次ぎて其の計画を成就するや。或は云ふ。品川子は御料局長の後任に就て心に平かなる能はず、遂に内務大臣を辞せんとするの決心ありと」³⁰と、品川の辞表提出が岩村御料局長への不満からなされたように報道されていた。御料鉾山の地元では岩村が局長に就任することで、品川時代の事業方針が変更されるのではないかという不安が醸成されていた。

実際、品川は後任が誰であれ、自身が御料局を離れることに一方ならぬ不安を抱いていた。品川は、逃亡先の那須から生野の大島に宛てた書簡の中で、内相拝命により「何事も水泡ニ相成候勢トナリ、イカニモ老兄并渡辺ニ対シ氣ノ毒ニ堪へず」³¹と無念さをあらわにしている。品川の無念の背景には「大坂ノ事其他トモニやじ退き候上ハ困難ナル事御身の上ニ集リ候半ト夫ノミ御堪難ク奉存候」³²とあるように、自身が去ることで、それまで責任を持って実行させていた改良・拡張路線の継続が困難になる可能性が生じたことがあった。渡辺が先に示した書簡の中で「生等も大ニ覚期スル処」³³と言っていたのも、今までの方針が変更されるのであれば御料局を去る覚悟もあるという含意であった。

結局品川は、彼の後を追って那須入りした山縣有朋・平田東助に説得され帰京し、内相拝命を受諾することになるが、その際岩村に「これ迄之計画は元とより寸分も変更する事はやじは致さぬ覚悟、然るに銘々遣り方は違ふものなれば御氣

に叶はぬ事も万々可有之候得共、万一細大とも御変更の事は何事も一応の御内談は相受け度奉願候^⑧」というように、御料局事業を変更しないこと、万一変更を要する際は事前に相談をすることの二条件を突きつけた。

品川を内相の職務に専念させるためにも、政府は右の条件につき多少の譲歩をせねばならなかった。まず、品川が求めた第一の条件である、従来の事業計画の不変更については、一〇日、伊藤が杉に対し「此際ハ御料局之事業ハ何モ其儘ニナシ措カサルヲ得ス^⑩」と岩村に「懇篤談示置^⑪」いた旨を伝えた。王子・細倉の一件で、品川の御料鉱山拡張方針に批判的であった伊藤が、岩村を説得する側に回る決め手となったのが、同日朝の御料局主事佐々木陽太郎の陳述であった。佐々木は、伊藤に品川の様子を尋ねられた際、岩村も居合わせる中で次のように述べた。

何レニモ是迄之事業之事ハ、其儘ニナシ置ク方可然。且其儘ニ置クトモ、必ス是所ニ差支ヲ来シ、彼所ニ見込ノ齟齬ヲ生シ、支庁其他ヨリ申立サルヲ得サル事出来スヘシ。其時ハ品川子爵ト雖モ不得止変更セサルヲ得サルヘシ。故ニ下ヨリ変更ヲ要スル事アル迄ハ、其儘ニナシ措方可然^⑫。

このように、佐々木は品川の感情に配慮して当分事業方針を変更すべきでないことを伝えながらも、将来的な変更も匂わせて伊藤・岩村の意を汲んだ提案をしたのであった。

一方品川の出したもう一つの条件である、御料局事業を変更する際の相談については、既に品川帰京前に政府首脳部・宮内省間で策が練られていた。当初は土方官相・伊藤閣、松方・山縣・野村靖間で、品川を宮内省御用掛に採用する案が検討されていたが、実現しなかった。岩村がこれを一蹴した可能性を示唆する史料も残っている^⑬。その後土方の動きが功を奏し、品川は一〇日に皇室経済顧問（以下、経済顧問）に任命される^⑭。これにより品川は御料局事業を大きく変更するよ

しかし技術官僚らの岩村新局長への不信任は消えず、七月に入つて間もなく渡辺・大島・中沢の三人が品川転任に呼応する形で辞表を提出した。三技術官僚が辞表を提出するに至つた経緯は十分明らかではないが、伊藤博文宛杉孫七郎書簡によれば、大蔵省から会計主任として御料局に向向していた御用掛吉田市十郎との談話を発端とし、品川が岩村に「妙な感情を惹起」したことが関係しているようである。³⁸⁾

八日、就任早々の品川ら経済顧問を招いて皇室経済会議が開かれた。注目すべきは技術官僚三人の後任論議もまだきに、ここで「両鉱山事業継続否哉」³⁹⁾が議題となつてゐることである。後の新聞記事であるが、岩村は就任早々御料鉱山の払下げを主張していたことが報じられている。⁴⁰⁾ 杉も「抑御料局所轄鉱山大事業之儀は此際始末相付候方好機会と考候へ共、容易に口出し不相成」⁴¹⁾と表明していた。大澤寛氏は、「当局からすれば、鉱山部門を払い下げるといふことは28年になつてもまだ考えていなかった」⁴²⁾としているが、ここまでの経緯を見ればその誤りは明らかである。御料局山林技師であつた江崎政忠は、当時宮内省内に「アンチ品川」ともいふべき雰囲気があつたことを後に回顧している。⁴³⁾ 当初は政府の強い意向によつて御料局に移管された両鉱山だが、品川局長時代を通じて当局内部にはその方針に疑問を持つ者が現れ始めていた。岩村新局長の就任は、このような気運が噴出する大きなきっかけになつたといえるだろう。御料鉱山は、皇室財産としてもはや絶対的な存在ではなかつた。

とはいえ、この当時はまだ御料鉱山廃止論は圧倒的でなかつたものとみられる。会議では問題の発端であつた吉田市十郎の解任が決定されたのみに止まつたようである。⁴⁴⁾ 技術官僚三人は留任することになった。しかし、その後の岩村は技術官僚らの進める計画の大きな壁となつて立ちはだかつた。そのことは、以下に引用する二六年一月九日付の品川宛渡辺書簡により窺い知ることができる。

生野の事ハ、今更彼是不申上候。ハンチントン磨の働きハ数年来佐渡ニて使用罷在候ニ付、之を不知大島ニハ無之候得共、命令的ニ

利益予算を減少セシメ、強て理由を製造の上、ハンチントン云々の弁^②陥り誠二気の毒之至ニ御座候。併し生野ハ佐渡山と異ひ、至て新山の事故、他日ニ至り候ハ、本局之御覧も本日とハ正反对ニ相成、其時分ニ佐渡がいじめられぬ様注意が肝要と存候^④

これを見ると、特に大島の拡張主義が岩村の不興を買っていたことがわかる。ここに見える「ハンチントン」「ハンチントン磨」とは、選鉱工程に使われる粉砕機であるハンチントン磨鉱機を指す。岩村は大島の拡張予算に対し、「命令的利益予算を減少セシメ」た上で、予想通りに収益が上がらないと無理やり理由を作ってハンチントン磨鉱機に責任転嫁していたことがうかがえる。

ハンチントン磨はその登場以前に広く選鉱工程に用いられていた搗鉱機に比べ四分の一の馬力で稼働できたが、小粒の鉱石しか砕けない点、一時間の砕鉱高が劣る点、職工費・燃料費等が高い点など難点も多かった。しかし、佐渡では混合法の併用によってこの弱点は補って余りあると考え使用を継続した。^⑤佐渡での経験を踏まえ生野でも同様の方針がとられたが、岩村は技術官僚らの説明に納得していなかったと思われる。

渡辺はこのような岩村の不満の予先となつてゐる大島を「誠二気の毒之至」と嘆じるも、生野は佐渡と違い新山のため可能性も大いにあるとみており、「他日ニ至り候ハ、本局之御覧も本日とハ正反对ニ相成、其時分ニ佐渡がいじめられぬ様注意が肝要〔傍線筆者註〕」とも述べている。この辺の表現からも、鉱山拡張事業が岩村の目の上の瘤であったことがうかがえる。

- ① 明治（二三）年二月三日付松方正義宛品川弥二郎書簡では、細倉について「今朝ハ、細倉鉱山ヲ御料局へ御買入レ一件ニ付、御賛成を得度爲メ、御官舎へ罷出候処、未タ御帰舎無之との事ニ付、吉井殿へ立寄り、委細依頼致シ」と報告している（松方峰雄ほか編『松方正義関係文書』第八巻、大東文化大学東洋研究所、一九八七年、三一九頁）。
- ② 『皇室林野局五十年史』八五八頁、『印刷局沿革録・印刷局沿革追録』（龍溪書舎、二〇〇〇年）。
- ③ 佐藤典正『細倉鉱山史』（三菱金属鉱業株式会社細倉鉱業所、一九六四年）七五頁。
- ④ 前掲明治（二三）年二月三日付松方正義宛品川弥二郎書簡、三一九

頁。

- ⑤ 同右。王子では、紙の漂白・調合に用いる硫酸・曹達・晒粉を製造していた(印刷局編『印刷局五十年略史』印刷局、一九二二年、三三〇頁、日本印刷学会編『印刷事典』大蔵省印刷局、一九五八年)。
- ⑥ 前掲シंगाー編著、第四章八節。
- ⑦ 明治(二三)年二月一日付松方正義宛品川弥二郎書簡(『松方正義関係文書』第八卷)三一八頁。
- ⑧ 宮内庁編『明治天皇紀』第七(吉川弘文館、一九七二年)二四〇頁。
- ⑨ 伊藤博文文書研究会監修『伊藤博文文書』第八七卷 秘書類纂 帝室 四(ゆまに書房、二〇一三年)九一頁。『松方正義関係文書』第六卷(一九八五年)一三三―一三六頁にもほぼ同文が掲載。
- ⑩ 『伊藤博文文書』第八七卷 秘書類纂 帝室 四 九一頁。
- ⑪ 明治(二三)年二月一七日付松方正義宛品川弥二郎書簡(『松方正義関係文書』第八卷)三一四―三三五頁。
- ⑫ 同右、三一五頁。
- ⑬ 同右。
- ⑭ 『印刷局沿革録・印刷局沿革追録』二二頁。
- ⑮ 『帝室林野局五十年史』八五八頁。
- ⑯ 中沢の略歴については、表1。
- ⑰ 鈴木『国民国家と天皇制』第七章。
- ⑱ 品川は二年五月一三日から二年六月一日まで御料局長の地位にある(『帝室林野局五十年史』二〇一頁)。
- ⑲ 帝室会計法第二条(宮内庁書陵部所蔵『皇室財政沿革記』巻八、170・230)。
- ⑳ 御資部よりの移入金とは、二一年制定の帝室会計法第二・一四条(『皇室財政沿革記』巻八)及び御料部会計規則第二・三条(『帝室林野局五十年史』九五二頁)で規定された御料部(御料地に関する会計部局)の財本の一つであり、二三年度の移入金額は三〇万円であった(『御資部ヨリ御料部へ移入金額改定ノ儀達ノ件』宮内庁書陵部所蔵『御資会計録』明治三年、23920)。
- ㉑ 『佐渡鉱山事業拡張ノ件』(宮内庁書陵部所蔵『佐渡・生野両鉱山、大阪製錬所及王子製造所ニ関スル公文写書類綴』23446)。
- ㉒ 『生野鉱山事業改良工事着手ノ件』(同右)。
- ㉓ 明治(二四)年六月二日付松方正義宛品川弥二郎書簡(『松方正義関係文書』第八卷、三二・三三二頁、明治(二四)年六月二日付山縣有朋宛品川弥二郎書簡(『松方正義関係文書』第八卷、三一〇・三一頁、明治(二四)年六月三日付品川弥二郎宛佐々木陽太郎書簡(尚右俱樂部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』第四卷、山川出版社、一九九八年、三五―三七頁)。
- ㉔ 国立国会図書館憲政資料室所蔵『品川弥二郎関係文書(その1)書簡の部』R33-720-6。
- ㉕ 同右。
- ㉖ 同右。
- ㉗ 『御料局に於ける品川子』(『新潟新聞』明治二十四年六月七日)。
- ㉘ 明治二十四年六月三日付大島道太郎宛品川弥二郎書簡(釜石市立鉄の歴史館所蔵『大島家文書』E-96)。
- ㉙ 同右。
- ㉚ 明治(二四)年六月八日付岩村通俊宛品川弥二郎書簡(伊藤隆・坂野潤治編『岩村通俊関係文書(二)』『史学雑誌』第七八編、第二二号、一九六九年)七三頁。
- ㉛ 明治(二四)年六月一〇日付品川弥二郎宛佐々木陽太郎書簡(『辞令通達類(十三)』『品川弥二郎関係文書(その1)書類の部』R77-1597-13)。
- ㉜ 同右。

③ 同右。

③④ 前掲明治（二四）年六月三日付品川弥二郎宛佐々木陽太郎書簡、明治（二四）年六月六日付伊藤博文宛山縣有朋書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第八巻、稿書房、一九八〇年、一二六頁）、明治（二四）年六月五日付伊藤博文宛松方正義書簡（伊藤博文関係文書）第七巻、一九七九年、一三八頁）。

③⑤ 「大臣局長夢中間答」（『岩村通俊関係文書（一）』『史学雑誌』第七八編、第一一〇号、一九六九年）五二頁。本史料は作成者不明であるが、土方富相（大臣）と岩村（局長）の対談形式で御料鉾山払下げの顛末を記したものである。他史料と突き合わせると、その記述はほぼ正確といえるが、確かな性格の解明は後稿に譲る。

③⑥ 二四年七月の皇室経済会議規定改正により、経済協議員が「特撰皇室経済顧問」と改称された（宮内庁書陵部所蔵「経済会議録」明治二四年、21741、『伊藤博文文書 第八七巻 秘書類纂 帝室 四』一〇三頁、『帝室林野局五十年史』九六九頁）。

③⑦ 「辞令通達類（十）」（品川弥二郎関係文書（その一）書類の部）R 77.1597.10。同時に山縣・黒田清隆も拝命している（『明治天皇紀』第七、八五九頁）。

③⑧ 明治（二四）年七月三日付伊藤博文宛杉孫七郎書簡（『伊藤博文関係文書』第六巻、一九七九年）。

第三章 御料鉾山世伝御料化から御料鉾山払下げへ

品川局長時代から宮内省内やその周辺には、品川の経営方針に疑問を抱く者が存在していた。そのような中、技術官僚らの立てる計画や、御料鉾山の保持そのものをも絶対視しない岩村新局長の登場により、御料鉾山には将来的な方針変更

③⑨ 明治（二四）年七月六日付品川弥二郎宛土方久元書簡（『辞令通達類（十）』）。

④⑩ 『報知新聞』明治二九年五月二二日。

④⑪ 註③⑧書簡。

④⑫ 前掲大澤論文、二〇四頁。

④⑬ 「一体其当時品川子は其経歴から云ふても、人物技量から云ふても、時の宮内大臣たりし土方久元さんや次官の吉井友実さんなどに較べて、優るとも劣ることはない人であつたから。御料局の仕事はドシ／＼自分の思ふ様に進行せられて、殆んど大臣も次官も眼中になき有様であつたので。自然宮内省の空気は、アンチ品川に傾いて居たのです」（江崎政忠『岩村通俊男の片鱗』非売品、一九三三年）三頁。

④⑭ 「大臣局長夢中間答」五三頁。

④⑮ 「品川弥二郎関係文書（その一）書類の部」R 33-720-2。品川は二五年七月二五日に国民協会副会頭就任に伴い経済顧問を辞しており（『辞令通達類（十三）』）、この時期は御料局に関する情報を入手する権限はない。しかし同書簡をみると技術官僚らは、品川が御料局に関わる権限を失った後も、品川に対し情報を密かに提供していたことがわかる。

④⑯ 金子常三郎「ハンチングトン氏離心力転輓式碎鉾磨」（『日本鉱業会誌』第五〇号、一八八九年）。

も視野に入れた経費削減が求められるようになった。この路線変更の延長線上に、二九年の御料鉾山払下げがあつたと考
えれば符合するが、岩村が明治二八（一八九五）年に御料鉾山の世伝御料化を上奏したことが事態の理解を難しくしてい
る。就任当初より鉾山事業の拡張に批判的であり、処分も辞さない態度であつた岩村が、鉾山を世伝御料化しようと目論
んだことや、その僅か一年後に方針を一八〇度転換し払下げを断行するのはなぜであつたか。本章では、岩村局長時代の
御料鉾山が直面していた鉾山条例適用問題を通して岩村の御料鉾山に対する方針転換の意味を解明するとともに、岩村や
彼と立場を同じくする人々の御料鉾山観を検討する。

1 鉾山条例適用問題

民間鉾山に対する日本初の鉾山法制である明治六年制定の日本坑法は、民間鉾山の成長に伴つて種々の問題点が生じた
ため、二二年からこれに代わる鉾山条例案の編成が始まつた。同条例は、当時農商務省鉾山局長であつた和田維四郎が原
案を作成し、二三年九月二五日に公布された。しかしその実施は二五年六月一日からとされ、それまでは経過法として日
本坑法を一部改正して実施していた。その間主務省たる農商務省は、同条例改正案を内閣に提出し法制局の討議に附すな
ど、施行に向けた準備を進めた。

和田は日本坑法の欠点は「国庫ノ費ヲ以テ鉾山ヲ為スモノハ此坑法ノ規定ニ依ラズ未ダ法律上官行鉾山ニ対スルノ制裁
アラズ」という点にあると考え、鉾山条例制定の最大の目的を「日本坑法ノ政府専有主義ヲ廢シ自由鉾山ノ主義ヲ實行シ
鉾山上ノ權利ヲ鞏固ニスルニアリ」とした。このように、鉾山条例は政府専有主義を見直し、民間鉾山の資本主義的發展
に道を開く法令であつた。そしてそれは御料鉾山に対しても例外ではなかつた。二五年五月一九日、農商務省は鉾山条例
施行につき、御料鉾山にも同条例を適用すべき旨を閣議に諮つた。

これに対し六月二三日、土方宮相は松方首相に対し照会書を呈し、強い反対の意を示した。土方は、普通法律は帝国臣

民を対象にしたもので、これを皇室に適用させると「帝室ヲ以テ帝国臣民ト為サ、ルヘカラサルカ如キ結果ヲ生」^⑦じ、国体上不穩当であること、日本坑法も御料鉾山には適用されなかったこと、「既ニ国ノ所有ヲ離レテ帝室ノ所有ニ帰シタルモノナル」ことを理由に鉾業条例適用に強く反発した。しかし「就中課税ニ関スル条項ノ如キニ至リテハ之ヲ帝室ニ属スル鉾山ニ適用スルコト最モ其当ヲ得ス」と言うように、土方が最も強い反発を示したのは御料鉾山にも課税義務を認める点であった。土方は「御料ノ土地山林ハ総テ免税ノモノ」であるという点も根拠とし、これを不適当と主張した。

これを受け、二七日農商務大臣河野敏謙は、閣議に「御料鉾山ノ件」を提出した。河野は、皇室財産全体に対し普通法律を適用するかどうかについては「目下審議中」であるため、その間は御料鉾山も鉾業条例の適用を除外されるべきだという土方宮相の要求を容れるよう請議した。これは河野の請議の通り、八月二日閣議了解を得る。

ところが、農商相が後藤象二郎に替ると、この議論が再燃した。後藤は一〇月二八日、「官行及御料鉾山ニ鉾業条例ヲ適用スルノ議」を提出し、閣議に諮った。この提議は、「世伝御料ニアラスシテ一時皇室ニ属スル御料鉾山ノ如キ御料林ノ如キ皇室所有会社株券ノ如キハ独リ皇室ニ限り無税タルヲ得ヘキノ理アルヲナシ」として御料鉾山にも鉾業条例を適用すべきとするものであった。

この件につき、その後宮内・農商務両省間で数回協議するも意見の一致をみなかった。そのため、二六年五月二八日に至り政府は、この対立を收拾すべく「宮内省ヘハ別ニ通牒セ」ず、「御料鉾山ハ世伝御料ニ編入セラレタルモノヲ除ク外、鉾業条例ニ依り納税ノ義務アルモノトス」との指令案を閣議決定し、六月一七日に農商務省に発令した。政府見解は、世伝御料以外の皇室財産は、民有財産と同じく売買譲渡が自由であり、かつ皇室の尊厳に関わる性質のものでなく、全く皇室の「私事ニ属スル」財産なので、国法上の見地からみて民有財産と異ならず、したがって国家に対する負担・義務も国民の所有物と異ならないというものであった。

川田敬一氏は、御料地への課税の必要を唱える議論について、皇室と国家の分離を前提とし、世伝御料外の御料地を

「私有地」と見做す論理が背景にあったことを強調しているが、右でみたような宮内省と政府との議論からは、「私有地」と見做すことが必ずしも課税の必要を認識させたわけではなかったことがわかる。宮内省・政府ともに、皇室・国家両財政の分離を前提とし、御料鉾山を私有地と考える点では共通していた。しかし、政府は私有地ゆえに民有地と法的な位置づけは異ならないと考え課税すべきとするのに対し、宮内省は、国家と分離された皇室私有地ゆえに国家が干渉できない、すなわち課税すべきでないものと考えていた。

結局、六月一七日の指令により、世伝御料ではない御料鉾山は課税対象となった。しかし、このことは裏返せば、御料鉾山を世伝御料として認定しさえすれば、同条例の適用外となることをも意味する。当時世伝御料の鉾山は一つもなかった中で、あえて「世伝御料ニ編入セラレタルモノヲ除ク外」との一句が加えられたことは、宮内省への最低限の譲歩として課税回避の道を残したものと考えられる。とすれば、御料鉾山に縮小方針を求めていた岩村が、二八年に御料鉾山世伝御料化を突然上奏した背景には、御料鉾山の課税を免れる意図があったと考えても無理はないだろう。

2 御料鉾山払下げへ

御料鉾山の世伝御料化を求める岩村の上奏は、日清戦争中多事の折として採用されなかった。この後、岩村は一転してこれらを皇室財産から切り離してゆく。その第一歩が御料鉾山拡張主義の旗頭・生野支庁技師大島道太郎の免官であった。既に一二月初めには、大島は岩村より「予算ハ下手ダ」^⑨とされ「当職二居ル事六ヶ敷模様」となっていたが、岩村は生野の一二月の収益が予定額に達しなかったことを確認すると、ついに明治二八年一二月二五日に大島を免官とした^⑩。また、二六日には佐渡支庁附属王子硫酸製造所を廃止した^⑪。

これに対し品川は「大嶋^{（マツ）}を放逐して鉾山を持つと申事は実に素人仕事と残念にたまり不申候。予算通りに金がとれぬ予算が少しも引き当てにならぬと申事よりして生野を放逐されたり」、^⑫「生野は予算が違いたるとして実際も学術も人物も第

一等の鉾山博士大嶋^{〔マツ〕}を御放逐になり^⑬と悔しさを滲ませた。前章の二でみたように、岩村は生野の収益を低く見積もり予算を節減させていた。岩村の「予算通りに金がとれぬ予算が少しも引き当てにならぬ」という不満も、品川は技術官僚らを信用しない予算の組み方に問題があると見ていたのである。

その後、後任選定に苦慮した岩村は、暫定的に鉾業条例作成者でもある和田維四郎を生野支庁長心得とした^⑭。品川が「其實やじより内々和田を説諭したる事は岩村殿は御承知なし^⑮」と記していることから、この人事には品川の蔭の働きかけがあったことがわかる。和田は、品川が後に「和田にしても佐渡の渡辺にしても御承知の通最初よりやじの關係有之事に付、事業上の事は少しも秘し不申してやじの処に來り談論致し申候^⑯」と述べているように、渡辺とともに〈品川派〉とも呼ぶべき人物であった。品川としては、自身に近い和田の採用により、御料鉾山をめぐる状況が多少とも自らの望む方向に傾くことを期待したと思われる。

しかし、岩村は和田に佐渡・生野の調査を数度にわたり行わせ、収益面での問題点を明らかにすると、翌年四月八日の宮内省議で御料鉾山として残った三事業部（佐渡・生野両鉾山・大阪製鍊所）の払下げを提起した^⑰。宮内省内を払下げに纏め上げると、岩村は三〇日の皇室經濟會議で三事業部の払下げとその払下げ方法決定に持ち込んだ^⑱。このように、岩村は二八年末から二九年にかけて率先して払下げ準備を進めていった。

岩村の尽力によって纏め上げられた宮内省は五月一二日、払下げの理由書を公表した^⑲。その要点は、①収益が予定額に達しないこと、②鉾業条例に準拠して鉾区を開削するには資金が不足すること、③それにより鉾区を開放したとしても労働力争奪が生じかねないこと、④民業との競争を招くことの四点に纏められる。①・②の經濟上の問題は、分量も理由書の大部分を占めており、払下げ理由の骨子であったと考えられる。これに対し、渡辺・和田・中沢の三人の技術官僚は、その經濟的理由にかかる部分を逐条批判した意見書を提出した^⑳。

①に対しては、技術官僚らは収益が予定額に達しなかった二二年、二三年、二八年について特にその理由を説明してい

る。二三年に關しては、予算は大藏省で立てられ實際の運営は御料局で行われた年である。そもそも御料局と大藏省とは運営の目的が異なり、御料局はあくまで皇室の利益を永遠に保持することを目指しているため、大藏省時代に立てられた予算と実収が異なるのは当然であると彼らはいふ。実際には、宮内省所管となつてからも大藏省時代同様に改良・拡張は続けられ、貨幣原料の収得も引き続き目指されたことは既に見てきた通りであるが、あくまで技術官僚らの建前上では皇室の利益の永続的保持が掲げられている。

一三年は米貨暴騰による地元住民の暴動鎮撫と米価・工賃高騰抑制のため、安米払下げ費を実施するという不時の支出があつた。二八年は生野でコレラの流行があり、また日清戦争時の経営が予想できなかったことが見込額と実収の懸隔の原因であるという。技術官僚らは、このような不時の事態がなかつた年においては基本的に収益は予定額に超過していると主張する。このように、払下げ理由書と技術官僚らの経営評価に際しての着眼点は全く異なつていた。

宮内省の公式理由書②は原文では「世伝御料外に係る御料鉾山は鉾業条例の制裁に遵はざるを得ざるを以て、已に選定したる諸鉾区は速に試掘に着手せざるべからずと雖も、是の如きは一時に鉅額の支出を要し御料経済の能く堪ふる所に非る」^②とある。この部分は幾分省略が多く、技術官僚らの意見書と対照させて補足する必要がある。

技術官僚らは、払下げの「第二の理由即ち鉾業条例の制裁に遵拠する場合」^③においても「経済上の關係に於ては毫も憂慮することなかるべし」と言い、御料鉾山の将来の収益を試算した上で、課税を考慮しても利益を上げることができると論じる。また未開の鉾区についても、相当の収益ある鉾区を選択し採掘すれば課税による負担も十分補つて余りあるとして、「豈悉く世伝御料の準備に選定したる数多の鉾区を開掘するの必要あらんや」という。ここからは、岩村が「已に選定したる諸鉾区」といふのは世伝御料化のために指定した鉾区のことを指すということがわかる。つまり、岩村がいうのは、御料鉾山への鉾業条例適用を避けるためには世伝御料化が必要であり、そのためには世伝御料化する鉾区を選定しなければならぬが、その試掘に多額の費用を要することだったのである。ちなみに鉾業条例では、試掘認可のあつ

た鉦区は一年以内の試掘が義務付けられていた。また右のように、三人の技術官僚は多額の興業費負担を論じる際必ず課税負担にも言及している。この意見書が宮内省及び岩村を意識して書かれたことを踏まえると、宮内省・岩村は試掘に伴う多額の興業費のみならず、新開鉦区を含めた課税をも懸念していたことはほぼ間違いないだろう。

技術官僚らは経済的理由にかかる部分のみに反論を示しているので、③・④については言及していないが、ここで④について若干付言しておこう。④は、既にみた伊藤の例も考え合わせれば、払下げに正当性を持たせるために用いられた「民業の妨」論であると考えられる。岩村や宮内省がどの程度当時の民間鉦業の状況に理解があったかは判じがたい。しかし、後に御料鉦山を払い受けることになる三菱のように、単独で三事業部全ての払い受けに耐える大資本があった一方で、単独で払い受ける資力のない中小資本も数多く存在していた。^{②③}また、御料鉦山の果たす模範や中央製錬所としての役割を必要とし、皇室財産としての維持を求める鉦業家も存在していた。^{②④}このようにみると、「民業の妨」論は必ずしも当時の民間鉦業の置かれていた状況を正確に踏まえていたとはいえない。このことをもってしても、「民業の妨」論が払下げの切実な動機であったとは考え難い。

以上を踏まえると、世伝御料化から払下げへという過程は、一定の方針を欠いた岩村の場合当たりの決定であったのではなく、一貫して御料鉦山の経費削減、およびその一環としての課税回避のための決断であったと考えられる。鉦業条例適用除外を求めた宮内省の政府への働きかけが失敗すると、岩村は御料鉦山の世伝御料化によって対処しようとした。この試みが潰れると、二八年末から二九年初頭にかけての時期には、王子の廃止、大島免職などの諸改革を進める。しかし、これらの計画も所期の目的を達し得ず、もはや方策は払下げしか残されていなかったのである。

このように、岩村はあくまで御料鉦山の経費削減を求め続けており、技術官僚らのように御料鉦山に皇室の財源という以上の意義を見ていたとは考えられない。したがって、御料鉦山保持の必要性も技術官僚ほどには認識していなかったと思われる。公式理由書の経営評価が技術官僚らのそれと全く異なっていたのは、このような御料鉦山観の相違によるとこ

ろが大きい。

3 払下げ決定後の展開

さて最後に、経済会議で払下げが決定された後の展開を見てみよう。品川は、宮内省の機先を制すべく四月中旬、経済顧問で首相の伊藤博文・土方宮相・宮内次官田中光顕や、元内蔵頭の白根專一に書簡で払下げ阻止を陳情していたが、払下げ決定を阻止することはできず、その後新聞を通じて世論誘導を試みることとなった。品川だけでなく技術官僚らもまた、新聞社のインタビュアーに応じ内部情報を暴露するなど、払下げの不当性を世論に訴えた。

五月一三日午前一〇時頃、渡辺・和田・中沢の技術官僚三人は土方宮相邸を訪れ、払下げ反対論を唱え宮相と激論した。この日所論を容れられなかったため、一六日に至り提出されたものが先に見た宮内省の払下げ理由に対する技術官僚三人の意見書である。しかしこうした運動の甲斐なく、三事業部の払下げは一九日に裁可となる。二〇日午前八時過ぎ、三人は土方宮相を官邸に訪ね、和田・渡辺は辞表を、三事業部と直接の関係がない中沢は進退伺を提出した。結局これらも聞き届けられず、三人は残務処理や払下げ実施に向けた調査のため、払下げ当日まで御料局に奉職することを命じられる。その後三菱合資会社が三事業部を落札することは周知の通りである。

以上、払下げ決定直前から裁可までの経緯からは、技術官僚らが品川と共同歩調をとって払下げ反対運動を起こしていることが見て取れる。本稿で三人を第1表のように「品川派」と呼ぶ所以である。品川は、払下げ阻止を求めて伊藤にあってた書簡の中で、払下げを進める土方・田中・岩村を「鉱山師連の仕事の分らぬ」「素人仕事」「玉の如き土方大臣（常時宮中という高貴な場所に在って現場の仕事に無知であるというほどの皮肉か）なれば何事も（鉱山山林等の事）御承知無之」と不満を漏らしていた。こうした表現には、品川の御料鉱山観が滲み出ている。品川は、御料鉱山事業において技術官僚らの学識・専門的知見を大事にしていた。それは、在職中の技術官僚らへの事業一任方針や改良・拡張計画への理解

にも明確に表れている。そしてそのような信念に反し、技術官僚らの反対にも関わらず払下げを推し進める岩村らに強い憤懣を抱いていたのである。

- ① 『佐渡金銀山史話 増補版』四九八頁。「払下内定の来歴」（『東京朝日新聞』（以下「東朝」）明治二九年五月一三日）にも同様の内容が掲載された。
- ② 和田維四郎「鉱業ノ進歩」（『日本鉱業会誌』第七一号、一八九一年）一四頁。
- ③ 「和田維四郎小伝（中）」一一一頁。
- ④ 和田維四郎「鉱業法ノ論評」（『日本鉱業会誌』第二四一号、一九〇五年）一六五頁。
- ⑤ 和田「鉱業ノ進歩」一二頁。
- ⑥ 和田維四郎「鉱業条例ノ改正ニ就テ」（『日本鉱業会誌』第九八号、一八九三年）一五五頁。
- ⑦ これより四段落分の引用・記述は、特に断らない限り「御料鉱山ハ世伝御料ニ編入セラレタルモノヲ除ク外、鉱業条例ニ依リ納税ノ義務アルモノトス」（『公文類聚』2 A・11（㉔63））に拠る。
- ⑧ 川田敬一「明治期における皇室財産課税論議——「地租ヲ課セザル土地ニ関スル法律案」を中心に——」（『日本学研究』第一五号、二〇一三年）。
- ⑨ 明治（二八）年二月六日付大島道太郎宛品川弥二郎書簡（『大島家文書』E-95）。
- ⑩ 『官報』明治二八年二月二六日。宮内庁書陵部所蔵「明治二八年進退録 二 高等官ノ部」（『大臣官房秘書課』2083332）では「脳病」のため依願免官となっている。
- ⑪ 「御料局佐渡支庁附属王子製造所ヲ廢ス」（『公文類聚』2 A・11（㉔714））。
- ⑫ 明治（二九）年四月一八日付伊藤博文宛品川弥二郎書簡（『伊藤博文関係文書』第五卷、一九七七年）二五六頁。
- ⑬ 明治（二九）年四月二九日付白根專一宛品川弥二郎書簡（『品川弥二郎関係文書』第四卷）二九九頁。
- ⑭ 『皇室林野局五十年史』二二五頁。和田の略歴については第1表。
- ⑮ 註⑬書簡、二九九頁。
- ⑯ 註⑫書簡、二五五頁。
- ⑰ 前掲「払下内定の来歴」、「御料局長の魂胆」（『中央新聞』（以下「中央」）明治二九年五月一六日）。
- ⑱ 首都大学東京図書情報センター所蔵「土方久元日記」明治二九年四月三〇日条、早稲田大学図書館所蔵「徳大寺実則日記 卷四」（写）明治二九年四月三〇日条。
- ⑲ 『佐渡金銀山史話 増補版』四九二―四九五頁に全文載録。
- ⑳ 『佐渡金銀山史話 増補版』四九五―四九九頁に全文載録。
- ㉑ 『佐渡金銀山史話 増補版』四九四頁。
- ㉒ 『佐渡金銀山史話 増補版』四九八頁。同段落の引用は全てこの史料に拠る。
- ㉓ 大阪では、払い受けを目指して「御料鉱山製煉所私受同盟会」なる団体が組織されていた（『東朝』明治二九年八月四日）。また、入札時に次点となったのは「東京大阪の実業家団体の代表者土田某」であった（『佐渡金銀山史話 増補版』五〇二頁）。
- ㉔ 「御料鉱山の払下」（『大阪朝日新聞』明治二九年五月一三日）。
- ㉕ 二五年一〇月二〇日拝命（『明治天皇記』第八、一九七三年、一三四頁、二六一年一〇月九日渡辺千秋に譲る（同、九一一頁））。

②⑤ 註⑫、⑬書簡。

②⑦ 中央紙で下下げをいち早く報じたのは、品川率いる国民協会の機関紙『中央』であった。同紙は情報の早さだけではなく、記事数・分量ともに圧倒的に多く、論調が激しく攻撃的であることもその特徴であった。同紙の次に情報が多いのは、品川と親しい陸奥が社長を務め発刊する『日本』であったことも品川の関与を疑わせる。

②⑧ 「御料鉾山山下反対論」(『東朝』明治二十九年五月七日)、「和田技師の御料鉾山談」(『東朝』明治二十九年五月一日)。

②⑨ 「三技師宮内大臣を叩く」「土方伯郎の激論」(『中央』明治二十九年五月一四・一五日)、「三技師の激論と決心」(『東朝』明治二十九年五月一六日)。

おわりに

編入から運営・下下げに至る七年の間御料鉾山に関わったアクターをみていくと、御料鉾山のあり方や皇室・国家関係の認識を軸に明確な特徴をもったいくつかの立場が見えてきた。そして、それぞれの立場の動向を通して、御料鉾山山下げに至る過程を整合的に理解するための一つの説明を提示した。最後に、本稿で明らかにした知見をまとめ、創業期の皇室財産運営の特徴やその変容の意義について展望を示す。

御料地一般の編入には、国庫から分離された皇室の強固な経済基盤を確立する目的があったとされている。しかし御料鉾山には、皇室財産編入の時点から既に右とは別の意義が付与されていた。御料鉾山編入の立役者である松方正義は、大蔵省——国庫増殖の観点から、皇室財産化でもって国家の要請を満たすことができるという認識を示していた。また、実際に運営が始まると、現場の技術官僚らは御料鉾山に、皇室経済基盤強化・国庫増殖はもとより、国家がなしえなかった

③① 「御料鉾山の山下御裁可」(『東朝』明治二十九年五月二日)。

③② 「和田渡辺二技師の辞表と中沢技師の進退伺」(『東朝』明治二十九年五月二日)。

③③ 「御料鉾山山下入札方法の調査」(『時事新報』明治二十九年五月二日)。

③④ 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』十九(東京大学出版会、一九八一年)一二〇頁。

③⑤ 本稿では二八年に免職となるまで品川や三人の技術官僚との仲間意識が見られ、品川もその免職を大いに憤った大島技師も含めて(品川派)としている。

③⑥ 註⑫書簡。

模範・民業奨励のセンターとしての役割をも付与し、品川御料局長の後ろ盾により御料鉾山事業の拡張・改良を進めていた。このように、御料鉾山の編入・運営においては、皇室財産でもって国家の活動を支えるという意味での皇室・国家一体観が現れていた。

しかし、技術官僚・品川による運営は、拡張・改良に伴い多額の資金を要し、宮内省や経済協議員（のち皇室経済顧問）伊藤博文らの反感を買い、次第に省内で厳しい立場に置かれることとなる。そのような中、品川に代わって御料局長に就任した岩村通俊は、品川や技術官僚らのように鉾山に特別の意味を与えることなく、拡張・改良計画に対して疑念すら差し挟むような人物であり、御料鉾山事業は明確に経費削減を求められるようになった。

一方、鉾業条例適用により御料鉾山に対する課税義務が生じると、政府・宮内省間で皇室の「私有地」のあり方についての認識の相違が明らかになる。皇室・国家の分離により御料地が皇室の「私有地」となったことを共通の認識としつつも、政府は私有地ゆえに民有地と扱いを異にしないと考えていたのに対し、宮内省は私有地ゆえに国家の干渉を受けないと考えていた。経費削減の必要から課税を避けたい岩村の意図を反映した皇室・国家観であったといえるだろう。結局、政府側の意図が貫徹されることとなるが、そのことが逆に岩村・宮内省の御料鉾山に対する経費削減圧力を強めることになる。二八年の世伝御料化工作、王子硫酸製造所の廃止、大島技師の免官という一連の改革は、このような圧力の現れであった。しかしあらゆる策を講じてもお、所定の目的を達せないと判断した岩村は、二九年ついに究極の経費削減方針である払下げを断行するのである。

内閣制度の創設・御料地の設定により皇室・国家は財政・制度上分離された。しかし、これによって皇室・国家が分離されるということの解釈までもが統一されたわけではなかった。本稿の分析からは、御料鉾山は国家と分離されたがその使途において国家と一体と考える立場、御料鉾山は国家から分離された私有地ゆえに民有地と同じく国家によって管理されるところの立場、そして御料鉾山は国家と分離されたのだから国家の干渉も受けないし、国家的使途に供する必要もない

と考える立場が存在したことが明らかとなった。そしてこれらの立場が相互に衝突し、御料鉾山を払下げに導いた。

以上のようにみてくると、御料鉾山の払下げはその編入や運営の論理とは連続性がないことは明らかである。本稿冒頭でも述べたように、明治二〇年代後半から——これはほぼ岩村局長時代からといいかえてもよい——本格化する御料地処分①は、これまでの研究では編入の論理と一貫したものと理解されてきたが、御料鉾山をみる限り編入・運営と処分の論理の間には明確な断絶があった。

もちろん、明治二〇年代には鉾山以外にも多様な御料地が存在しており、その個々の御料地処分に關してどのようなことがいえるのかは、稿を改めて説明していかなければならない。今後は、多様な御料地処分の意味を説明した上で、明治二〇年代、すなわち創業期の皇室財産の歴史的意義を再検討することが課題となる。

① 岩村御料局長時代には御料鉾山払下げのほか、二六年の北海道御料地一三七万町歩除却、三五年の諸県御料地除却、三一年からの不要存

御料地処分などの御料地処分が行われている（『皇室林野局五十年史』、和田国次郎『明治大正御料事業誌』大日本山林会、一九三五年）。

〔付記〕

本稿執筆のための史料調査において、釜石市立鉄の歴史館、新潟県立図書館、資源・素材学会の方々、及び九州大学名誉教授井澤英二氏には多大なご協力をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

（日本学術振興会特別研究員・京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

in constructing a systematic ancestral legend that provided the religious order for the rule of their territory.

Characteristics and Changes in the Management of Japan's
Imperial Property in the Decade of Meiji 20,
Focusing on Imperial Mines, *Goryō Kōzan*

by

IKEDA Sanae

From Meiji 22 (1889) through Meiji 23 (1890), high-quality and extensive government properties were selected and transferred to the jurisdiction of the imperial house. This was carried out prior to the establishment of the diet in order that political parties could not interfere in the finances of the imperial house. However, as early as the latter half of the decade of Meiji 20, the matter had progress to reorganization and disposition by methods such as by selling off the property, uncompensated transfers, or swaps. This appears at a glance to be at odds with the original goal of a reduction imperial property and the transfer of jurisdiction, but economic historians have explained it as a means of rationalizing imperial house finances and instead of being opposed to the original goal of transferring jurisdiction, it was in fact a policy that was in thorough-going pursuit of those goals. This explanation has been persuasive and become the broadly accepted understanding of the disposition and reorganization of imperial properties.

However, when specific properties are examined individually, some cannot be explained according to this conventional interpretation. One of these is the selling off of the imperial mines, *goryō kōzan*.

In this article, I employ a politico-historical approach to examine the selling off of the imperial mines as an example to reassess the conventional understanding. At that time, I overcome the problem of treating the selling off imperial mines as an individual issue as it has been in previous studies of economic history. In previous studies of economic history, the process from the shift in jurisdiction to the selling off of the imperial mines has not been sufficiently explained in a consistent fashion.

The following facts are elucidated in this article. When the government

mines at Sado and Ikuno were incorporated as imperial property, the intent of the Ministry of Finance in using the logic of increasing the national treasury was strongly at work. In operating the imperial mines, the engineer-bureaucrats conferred on them the role of centers promoting and serving as models for private mines, which the state had not previously been able to fulfill, as well as strengthening the economic foundations of the imperial house and increasing the national treasury. It is generally claimed that in creating the cabinet system and establishing imperial property, the imperial house and national state were separated systematically, but when we examine the logic of the incorporation and operation of imperial mines, there appears a unified view of the imperial house and nation state in which the assets of the imperial house would be used to support the activities of the nation state, despite the premise of the separation of the imperial house and nation state. However, implementing this type of thinking required improvements and expansion of the enterprises at very high costs, and this engendered the view that the size of the imperial mines needed to be reduced.

In contrast, within the group of people who advocated reducing the imperial mines, opinion was divided regarding the relationship between the imperial house and the state on the issue of taxing the imperial mines, and thus a conflict arose. In contrast to the official government position that imperial mines were the private property of the imperial house and could be treated in the same manner as other private property by the state, in other words, taxes could be levied on them, the leadership of the Imperial Household Ministry thought that as the imperial house and the nation state had been systematically separated, the government could no longer intervene in the imperial mines, and thus could not levy taxes. Ultimately, the government position won out, and as a result, the Imperial Household Ministry's plan did not stop at simply reducing imperial mines but advanced down the path of selling them off.

In this manner, part of the reason for the selling off of the imperial mines was not merely a simple demand for economic rationalization. There was also political conflict born out of differences of opinion regarding the relationship of the imperial mines to the nation state among the actors involved in operations of the imperial mines. Insofar as we can judge from the case of the imperial mines, it is clear that no continuity was displayed in the logic of their incorporation, operation, and disposition.